

令和4年度に係る随時監査(工事)の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

令和4年度に係る随時監査(工事)の結果については、令和5年3月3日に議会、知事及び教育委員会に報告(令和5年3月3日付け北海道公報第386号で公表)した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
(1) 設計	
《指導事項》	
<p>道路工事において、トンネル内壁剥落対策工の設計図書作成に当たり、誤った材質を明示した図面を添付していた。 (十勝総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、適正な図面の作成に努めるよう、関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。 なお、当該工事においては、受注者と協議の上、設計変更を行いました。</p>
(2) 積算	
《指導事項》	
<p>ア 治山工事において、法切工の積算に当たり、土質が軟岩に係る人力掘削は、森林土木事業標準歩掛表等を適用すべきところ、誤って施工パッケージ型積算方式を用いて積算したため、設計金額が80万3,000円過少となっていた。 (釧路総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、設計図書チェックリストに森林土木事業標準歩掛等と施工パッケージ型積算方式の適用チェック項目を追加し、適切な積算に努めるとともに、積算マニュアルとして歩掛適用フローを作成し共有します。</p>
<p>イ 道路工事において、交通誘導警備員の労務費積算に当たり、24時間交通規制を2交替で警備することとしていることから、夜間工事の労務単価を割増しすべきところ、これを行っていなかったため、設計金額が97万9,000円過少となっていた。 (胆振総合振興局)</p>	<p>労務費の積算に当たっては、積算担当及び関係職員に数量の十分な確認を行うよう指導し、適正な積算に努めます。 なお、当該工事においては、受注者と協議の上、設計変更を行いました。</p>
<p>ウ 道路工事において、法面工の積算に当たり、工事用仮設階段の賃貸日数を誤ったため、設計金額が73万7,000円過少となっていた。 (胆振総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算担当及び関係職員に数量の十分な確認を行うよう指導し、適正な積算に努めます。 なお、当該工事においては、受注者と協議の上、設計変更を行いました。</p>
(3) 事務処理	
《指導事項》	
<p>ア 建築外構工事において、盛土材料の一部を購入土から他工事流用土に変更するに当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行っていなかった。 (建設部)</p>	<p>建設工事請負契約書第18条及び北海道建設部営繕工事設計図書等作成要領に基づき、工事着手前に設計変更の手続きを行うよう、改めて職員を指導し、徹底を図ります。</p>

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<p>イ 道路工事において、受注者は請負工事の契約期間を包含する法定外労災保険を締結し、工事着手の前に保険証券の写しなどを、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出するとされているが、提出が遅延しているものがあつた。</p> <p>(釧路総合振興局)</p>	<p>法定外労災保険の保険証券の写し、又は加入証明書の本元の提出については、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出するよう指導し、適切な事務処理に努めます。</p> <p>なお、提出が遅延しているものについては早急に対処し、提出を受けました。</p>
<p>ウ 公園整備工事において、設計図書等に法定外労災保険の付保について明示し、請負期間を包含する保険証券の写しなどの提出により確認しなければならないが、これを行っていません。</p> <p>(後志総合振興局)</p>	<p>法定外労災保険の確認については、関係法令等を十分理解し、適正に処理を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、法定外労災保険の加入状況を示す書類にて確認を行いました。</p>

2 経済性、効率性、有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
積算	
《検討事項》	
<p>建築工事において、北海道建設部営繕工事設計単価策定要領では、営繕工事積算標準単価表等に設計単価が無い場合には、設計単価を決定する方法として、業者から見積書の提出を受けて設計単価を決定するとしているが、当該見積書に記載すべき項目が要領等で示されていないため、現状では、「施工単価1式」などと記載された見積書が提出されており、作業員数や機械損料等の施工費等の内訳を確認出来ない状況で単価を決定していることから、適切な設計単価の決定がなされるよう、資材や施工費及びその詳細な内訳など見積書に記載すべき必要な項目を要領等で規定することや、見積り内容と実際の施工を比較するなど、発注者における見積価格の確認方法について検討を行う必要がある。</p> <p>(建設部)</p>	<p>今般、見積り単価の策定方法について検討を求められた内容について、見積り徴収状況を確認し見積りに記載すべき項目や、見積価格の確認方法について検討します。</p>